

# 「空白」 裁判通信

No.5 2022年3月6日

JR東海労新幹線関西地本  
空白裁判 プロジェクト

## 会社準備書面(1)のごまかしを 絶対に許さないぞ!! <其の2>

3月2日「空白」裁判通信NO.4で、会社準備書面(1)の主張内容の違いのごまかしを明らかにしました。さらに今回も、会社準備書面(1)のごまかしについて明らかにします。

### え～「予備月担当」乗務員とは、C・D予備、2・4予備等の「出勤予備」乗務員のことなの？

原告らは、昨年10月28日提出書面で「会社は、前月25日までの勤務指定表発表では、『勤務種別』のみを特定・明示し、行路番号(翌月各日の始終業時刻等の特定・明示)は必要ないと主張するが、その主張は『労基法第32条の2に違反する』と指摘しました。」

上記、原告らの指摘に対し、今回、会社は準備書面(1)で、「予備担当乗務員は、交番に基づいて乗務するものではなく、臨時列車等の運転や乗務員の欠員が生じた場合に乗務する者であるから、労働基準法施行規則(以下、労基則という)第26条の『予備の勤務に就くもの』に該当し、労基法第32条の2に定める、変形期間における各日の始終業時刻を含む労働時間の『特定』の適用外となる」と、原告らが、「前月25日までの勤務指定表発表を問題にしている」のに、会社は、「予備担当乗務員に限定」し、反論を試みています。

しかし、労基則第26条の定める『予備の勤務に就くもの』とは、「乗務員のうち交番表によって正規の業務に就くもの以外の者で、いわゆる出勤予備又は自宅予備として一定期間待機の状態にあって、乗務員の不時の欠勤、臨時列車の運転等(変形期間の開始以降に発生した事態)に際して随時乗務する者をいう」のであり(基発355号 S29.6.29)、いわゆる「出勤予備」のことで、「予備月担当」乗務員のことではないのです。

### 会社は、「予備月担当」乗務員＝「予備の勤務に就くもの」とごまかすな!!

ようするに、「予備の勤務に就くもの」とは、社員の翌月各日の勤務を(労基法第32条の2で)あらかじめ(前月25日までに)具体的に特定・明示する(しかも、その特定した勤務は会社の都合で変更できない)ことになっているのです。しかし、それ以降に突発的事態(不慮の欠勤、臨時列車の設定等)が発生する場合もあり、そのような事態に対応できる規定として労基則第26条で「予備の勤務に就くもの」として定めているのです。

したがって、この「予備の勤務に就くもの」は、勤務指定表発表時には具体的業務(行路番号)ではなく待機の状態(いわゆる「出勤予備」の始終業時刻)を指定され、突発的事態が発生したら、それに対応する乗務員のことなのです。

以上のように、会社の「予備月担当」乗務員＝労基則第26条で定める「予備の勤務に就くもの」との主張は、会社に都合が良いようにごまかした主張なのです。